○法務省告示第八十号

群馬県前橋市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成三十年二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

群馬県群馬郡元惣社村大字元惣社村百七十四番地　石井　**廣**吉

○法務省告示第八十一号

栃木県下野市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成三十年二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

栃木県河内郡薬師寺村大字仁良川千四百十番地　坂本　雪江

○法務省告示第八十二号

大分県竹田市役所保存の次の一の除籍の全部及び二の原戸籍の全部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年三月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍及び原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍及び原戸籍の謄本、抄本又は除籍及び原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、竹田市役所又は大分地方法務局竹田支局に照会すること。

平成三十年二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

一　大分県直入郡城原村大字米納六百十九番地　木谷　ケノ

二　大分県直入郡城原村大字米納六百十九番地　木谷　ケノ

○法務省告示第八十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成三十年二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　劉　湧

生年月日　千九百五十四年六月十七日

○農林水産省告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月二十六日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字琵琶ノ首二八一五の四九（次の図に示す部分に限る。）、字松平二八三五の七・二八三五の八（以上二筆国有林）、字市ヶ平二九二七の一六（国有林）、二九二七の一五（次の図に示す部分に限る。）、二九二八、二九三〇、字籾岳二九三三の五（国有林）、二九三二の四、二九三三の四、字アバラキ二九四二の六四（国有林）、二九四二の六三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十六日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十六日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県都留市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十六日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県大月市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大月市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十六日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県上野原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

上野原市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十六日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南都留郡鳴沢村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養